

大豆油糧株式会社に対する指示の内容

- 1 大豆油糧株式会社が販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 大豆油糧株式会社が販売していた生鮮農産物の一部に不適正な表示が行われていた主たる原因として、食品の品質表示制度に関する認識が欠如しており、不適正表示を防止するチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、大豆油糧株式会社における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示の相互チェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 大豆油糧株式会社の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成21年1月16日までに農林水産大臣あて提出すること。

平成20年12月16日

農林水産大臣 石破 茂